

令和7年度

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

### 【目 次】

- |                    |       |   |
|--------------------|-------|---|
| 1 修正の経緯            | ・ ・ ・ | 1 |
| 2 令和7年度の主な修正内容について | ・ ・ ・ | 2 |

# 1 修正の経緯

## <国計画の主な改正状況等>

H24年度	H25年度	H27年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
防災基本計画一部修正 原子力規制委員会設立	原子力災害対策指針の制定 原子力災害対策指針改正		防災基本計画一部修正 原子力災害対策指針改正		防災基本計画一部修正 原子力災害対策指針改正							
9.6 9.19 10.31	2.27 6.5 9.5		9.6 H26.1.17 H26.11.28 H27.3.31 H27.7.7	4.22 8.26	4.11 7.5	6.29 7.25	5.31 7.3	5.29 10.28	2.5 10.28	5.25 7.21	6.17 4.6 7.6	5.30 11.1
												7.1 10.3

## <県計画の主な修正状況>

### H24年度 (H25.2修正)

- 原子力災害対策重点区域の導入
  - ・PAZ：予防的防護措置を準備する区域
  - ・UPZ：緊急防護措置を準備する区域
- 防護措置の新しい判断基準の導入
  - ・EAL：緊急時活動レベル
  - ・OIL：運用上の介入レベル

### H25年度 (H26.2修正)

- 緊急時活動レベル (EAL) の全面修正
- 安定ヨウ素剤の予防服用体制を区域に応じて構築
- 国による緊急時モニタリングセンターの導入

### H27年度 (H28.2修正)

- 予測的手法から実測値の重視
  - ・避難や一時移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考とする文言の削除
- 避難退域時検査の実施
- 被ばく医療体制から原子力災害医療体制に移行

### H29年度 (H30.2修正)

- 緊急時活動レベル (EAL) の修正
- PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域の設定
- 防護措置及び一時移転等の実施方針の作成
  - ・県及び国が相互に協力し、緊急事態区分の進展に応じて作成

### H30年度 (H31.2修正)

- 緊急事態区分とEALの枠組みについて、冷却告示の対象施設が適用外であることを明記
- 放射線による影響に関する文言の修正
  - ・「確率的影響のリスクを最小限に抑える」→「確率的影響のリスクを低減する」など

### R1年度 (R2.1修正)

- 広域的な原子力災害医療体制の構築
  - ・原子力災害拠点病院の指定等
- 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制
  - ・平時から周知すべき内容、事前配付の体制構築等

### R2年度 (R3.1修正)

- 原子力被災者生活支援チームの早期設置
- 避難所における感染症対策
- 緊急時活動レベル (EAL) の判断基準の一部見直し

### R3年度 (R4.1修正)

- 施設敷地緊急事態要避難者の定義を改正
- 女川原子力発電所1号炉が冷却告示の対象施設として追加されたことを受け、緊急防護措置を準備する区域 (UPZ) を指定
- 県組織改編（復興・危機管理部の新設）に伴う修正

### R4年度 (R4.11修正)

- 甲状腺被ばく線量モニタリングの追加
  - ・緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備
  - ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
- 原子力災害医療活動に関する修正
  - ・各医療機関の対応を明確化
  - ・基幹高度被ばく医療支援センターの対応について追記

### R5年度 (R5.11修正)

- 最近の施策の進展等を踏まえた修正
  - ・多様な主体と連携した被災者支援ほか
- 情報伝達手段の追加
  - ・住民等への情報伝達手段に「スマートフォン向けアプリケーションの活用」を追加

### R6年度 (R6.11修正)

- 最近の施策の進展等を踏まえた修正
  - ・避難所運営や物資調達・輸送など
- 緊急時活動レベル (EAL) 判断基の一部見直し
- 原子力災害医療機関を国が指定する枠組みの新設

### R7年度

修正案は次頁のとおり

## 2 令和7年度の主な修正内容について

### 防災基本計画の修正の反映

#### 1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正

自然災害対応と共通する記載（避難所運営や物資の備蓄など）について、県地域防災計画〔地震災害対策編〕等と同様に修正を行うもの

[新旧対照表p10ほか]

#### 2. 原子力災害対策に関する修正

「対策拠点施設」を「オフサイトセンター」へ記載の見直しを行ったほか、甲状腺被ばく線量モニタリングの住民周知に関する記述を追加

[新旧対照表p10・21ほか]

### 原子力災害対策指針の改正の反映

#### 1. 屋内退避の位置づけの明確化等

屋内退避の定義の明確化や住民への周知について  
追記を行うもの

[新旧対照表p21・42]

#### 2. 屋内退避の運用について新設

屋内退避実施後の運用（継続の判断、一時的な外出、解除要件）についての項目を新設するもの

[新旧対照表p42・43]

### その他の修正

#### 1. 組織改編に伴う体制の見直し

県災害対策本部体制組織及び分掌事務の修正 等

[新旧対照表p30ほか]

#### 2. 緊急時モニタリング関連の運用適正化

緊急時モニタリングセンターの運用の適正化 等

[新旧対照表p18ほか]

#### 3. 県地域防災計画〔地震災害対策編〕との整合

地震災害対策編との整合を図り、県計画としての統一を図るもの

[新旧対照表p5ほか]

#### 4. その他

文書表現や語句等の記述を適正化

[新旧対照表p4ほか]